

大個審答申第 134 号
令和 2 年 12 月 21 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 金井 美智子

答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成 31 年 4 月 23 日付け大淀窓保第 10 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が、平成 31 年 2 月 6 日付け大淀窓保第 254 号により行った利用停止不承認決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 利用停止請求

審査請求人は、平成 30 年 12 月 17 日に、条例第 36 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「2018 年 12 月 5 日に受付受理された国保の保険証を作る際に情報入手（生年月日の）した根拠になる大阪市保有の個人情報。（生年月日をどこの何で調べて保険証を発行したのか）」の利用停止を求める旨の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「平成 30 年 12 月 5 日に受理した国民健康保険加入に係る関係届（以下「本件関係届」という。）に記載の審査請求人の個人情報」（以下「本件情報」という。）と特定した上で、本件情報の利用を停止しない理由を次のとおり付して、条例第 40 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

「国民健康保険法第 5 条に『都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする』と定められており、当区においては淀川区内に住所を有するものであることが加入にかかる前提条件となることから、当該個人情報については国民健康保険加入に係る事務遂行上の必須情報となる。また、住民基本台帳法では、国民健康保険の資格取得等の情報を住

民基本台帳へ記載することが規定されていることから、資格確認において住民基本台帳との照合を行っている。これにより、条例第 10 条第 1 項第 1 号に該当し、同条例第 10 条第 1 項に違反しないため。」

3 審査請求

審査請求人は、平成 31 年 2 月 21 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき本件審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

利用停止不承認決定を取り消し、保有個人情報の利用停止を求める。

(2) 審査請求の理由

国民健康保険法第 9 条に違反して国民健康保険加入手続きがなされたため。資格確認をする必要がない。第三者（代理人）は私の生年月日を知らない。大阪市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 2 号に違反している。届出に書かれた氏名の漢字も間違っている。照合も正確に行われていない。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求の経緯

本件請求は、特定日に審査請求人と思われる市民から「国民健康保険加入手続きを大至急行いたい、淀川区役所内担当窓口を訪れることができない」旨の相談があり、その数日後に同事情を審査請求人から聞き取っていた審査請求人の代理人と称する第三者（以下「本件第三者」という。）が、どうにか手続きができないかと委任状を持参せず来庁され、審査請求人に係る国民健康保険加入の手続きを行うために本件第三者が国民健康保険の加入や脱退の手続きの際に記入する関係届（以下「関係届」という。）を記入したことに端を発する。

実施機関は、本件関係届に記入された住所及び氏名（フリガナ）で国民健康保険システムにより検索したところ、該当者が審査請求人 1 名であり、本件関係届では氏の漢字に一文字相違があったものの、実施機関において同一人物であると判断し、実施機関において生年月日のみ補記した上で本件関係届を受理し、審査請求人に係る国民健康保険加入手続きを進めた。当該手続きに対し、審査請求人が本件請求を行ったものである。

2 本件情報に対して本件決定を行った理由

(1) 審査請求人は、「国保法第 9 条に違反して国民健康保険の加入手続きがなされたため、資格確認をする必要がない。また、第三者（代理人）は審査請求人の生年月

日を知らず、届出に書かれた氏名の漢字も間違っており、照合も正確に行われていない」と主張している。

確かに、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「国保法」という。）第 9 条では、「世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない」と規定されており、本市においても法に則り世帯主が届け出ることとしている。

しかしながらそれに依り難く代理人が届出をする場合は、本市においては、関係届の代理人記入欄に代理人氏名等を記入させ委任状等を確認することとしている。

本来であれば、委任状をもって正式な代理人として本件第三者からの届出を受理するべきところ、本件関係届に関しては、前記 1 でも述べたとおり、事前に国民健康保険加入希望者（審査請求人）から相談があったと思われること、当該相談と同じ内容の申出が本件第三者からあったことから、実施機関としては審査請求人に国民健康保険への加入の意思があると判断のうえ、審査請求人の事情を勘案し、保険証受取時に、審査請求人本人が来庁するか、本件第三者が来庁する際は必ず委任状を持参することを条件に、本件第三者が関係届を記入し、届出することを認めた。

さらに、本件第三者が関係届に記入した住所及び氏名（フリガナ）を用い、国民健康保険システムで検索した結果、該当が審査請求人 1 名のみであり、氏の漢字に一文字相違があったものの、同一人物であると判断し、諸々の状況から本件第三者を審査請求人の代理人とみなし、その届出を有効なものとして受理した。

- (2) 審査請求人は、「条例第 10 条 1 項第 2 号に違反している」とも主張しているが、住民基本台帳システムにおける情報を本件情報との照合に利用したことは、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。）第 7 条に「国民健康保険の資格取得等の情報を住民基本台帳へ記載すること」が規定されていること、国保法第 5 条に「都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする」と規定されていることから、淀川区内に住所を有する者であるかどうかの国民健康保険の加入に係る資格確認において住民基本台帳との照合を行っているため、条例第 10 条 1 項第 1 号「法令等に定めがあるとき」に該当するものである。

加えて、住民基本台帳システムにおける情報を本件情報との照合に利用したことは、住民基本台帳制度の目的を定めた住基法第 1 条に、「この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。」と定められている点からも同法の趣旨に沿った取扱いである旨主張する。

- (3) なお、本件審査請求にかかる当該届出については、本人より取消しを求める申出があったため、取消処理を行った。その後、審査請求人本人による国民健康保険加

入の届出により手続きを進め、審査請求人に国民健康保険被保険者証の交付を行ったことを申し添える。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 本件情報について

本件情報は、関係届に記載された情報であり、利用停止不承認とした情報は、本件第三者により審査請求人に係る国民健康保険加入の届出があった際に、実施機関の職員が国民健康保険の資格確認を行うために住民基本台帳システムより取得した、審査請求人に係る生年月日の情報である。

3 争点

実施機関は、本件請求について本件決定を行ったのに対し、審査請求人は、本件決定を取り消し、利用停止することを求めて争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件情報について、実施機関が利用停止を行う義務の有無である。

4 保有個人情報の利用停止請求について

条例第36条第1項は、実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨から、何人に対しても、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができるとともに、利用停止請求の要件を定めている。そのうち、同項第1号は、自己に関する個人情報の違法収集、自己に関する保有個人情報の事務の目的の範囲を超えた保有及び利用について、当該保有個人情報の利用停止を請求する権利を保障することを明らかにしたものである。

自己に関する個人情報の違法収集とは、適正かつ公正な手段による収集の規定（条例第6条第1項）、思想、信条その他の個人情報の原則収集禁止の規定（同条第2項）、本人収集の原則の規定（同条第3項）に違反して個人情報を収集している場合や、事務の目的の明示（第7条第1項）を怠って個人情報を収集している場合をいう。

また、自己に関する保有個人情報の事務の目的の範囲を超えた保有及び利用とは、条例第10条第1項が許容する事務の目的の範囲を超えて当該保有個人情報を利用している場合や、条例第13条第3項の規定に違反して、事務の目的の達成に必要な範囲

を超えて当該保有個人情報を保有している場合をいう。

5 本件決定の妥当性について

(1) 保有個人情報の利用停止義務について

条例第 38 条は、実施機関は利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行わなければならない旨を規定している。

「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第 36 条第 1 項各号に該当する違反状態を是正することをいい、「必要な限度で」とは、利用停止請求に係る保有個人情報について、当該利用等の全部が違反していれば全部を、当該利用等の一部が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるものと解される。

(2) 本件情報の利用停止義務の有無について

審査請求人は本件請求において、本件関係届に記載された「生年月日」欄の情報について住民基本台帳システムで保有する個人情報を利用しないことを求めていると解するところ、実施機関によると、当該国民健康保険の加入の届出については審査請求人自身により平成 30 年 12 月 11 日に取下げられているとのことである。当該国民健康保険の加入の届出が既に取下げられている以上、本件情報の利用停止を行う余地がないことから、本件請求に理由があるかどうかを判断するまでもなく、本件請求に係る利用停止義務があるとは認められない。

なお、実施機関によれば、本件関係届に記載された審査請求人の生年月日は、委任状を持たない第三者から本件関係届を受理した実施機関の職員が住民基本台帳システムを確認して補記したものであり、このような実施機関の事務処理は、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年 3 月 31 日条例第 16 号）に基づき不適正な事実があった場合の是正等の措置の内容等についての審議を行う大阪市公正職務審査委員会において、不適正と判断され、現在是正の措置が講じられているとのことであるが、今後とも、個人情報を取り扱うにあたって適正な事務処理を行われたい。

6 結論

以上により、第 1 記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井美智子、委員 村田尚紀、委員 玉田裕子、委員 上田健介

(参考) 答申に至る経過

平成 31 年度諮問受理第 1 号

年 月 日	経 過
平成 31 年 4 月 23 日	諮問書の受理
令和 2 年 6 月 29 日	実施機関から意見書の收受
令和 2 年 7 月 13 日	審査請求人から意見書の收受
令和 2 年 9 月 10 日	調査審議
令和 2 年 10 月 6 日	調査審議
令和 2 年 12 月 21 日	答申